

## 石川庁舎電気保安管理業務委託仕様書

目的：電気事業法施行規則第 52 条第 2 項に基づく外部委託及び電気事業法第 39 条第 1 項に基づく設備の保守・管理業務

業務内容：自家用電気工作物の維持及び保安業務について次のように行う。

### 1. 対象施設・設備

受電設備 1 施設

(受電電圧 6, 600 KVA) 概要。

NO	名 称	所在地	設備容量 KVA	非常用発電 装置 KVA
1	石川庁舎・石川保健相談センター	石川石崎一丁目1番	550	300(低圧)
2	石川市民会館	石川石崎一丁目1番	450	—

### 2. 業務委託期間

業務委託期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

### 3. 保安業務の内容等

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について設計の審査、工事の監督及び竣工検査を行い、必要な指示または助言を行う。
  - (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに当該電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準、その他の法令に適合しない事項があるときは、必要な指示または助言を行う。
  - (3) 電気工作物の事故発生の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因を探究し再発防止につき、とるべき措置を指示または助言し必要に応じ精密検査を行う。
  - (4) 法令に定める官庁検査の立会いを行う。
  - (5) 保安規程別表に基づく点検、測定及び試験を行う。
    - ア 日常点検・・・毎月 1 回以上 (施設の運転等)
    - イ 定期点検・・・毎年 1 回以上 (施設の運転停止時)
    - ウ 精密点検・・・必要に応じ機器内部の点検
    - エ 高圧機器の精密点検・・・令和 8 年度に 1 回実施する。
  - (6) 保安保守業務遂行に必要な機器類、計器類、消耗品類費等はすべて受託者負担とする。
4. その他この仕様書に疑義がある場合又は定めのない事項については、法令に従うほか、協議を行うものとする。